

公益社団法人 北九州市薬剤師会定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 法人は、公益社団法人 北九州市薬剤師会（以下「本会」と称す）という。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を福岡県北九州市八幡東区に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本会は、本会が別表で定める薬剤師会（以下「地域薬剤師会」という）との連携のもと、公衆衛生の向上と福祉の増進に寄与するため、薬剤師の論理的及び学術的水準の向上と薬学薬業の進歩発展を図ることを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 薬学の進歩の助成、薬業発達促進に関する事業
- (2) 薬業を通じて医薬品の適正使用、医療安全の確保等医療貢献に関する事業
- (3) 公衆衛生の普及指導に関する事業
- (4) 薬事衛生の向上普及に関する事業
- (5) 学校保健に関する事業
- (6) 災害時等の医薬品の確保・供給に関する事業
- (7) 他地域薬剤師会との連携・協力及び支援に関する事業
- (8) 会員の相互扶助、福祉増進に関する事業
- (9) 薬剤師の職業紹介に関する事業
- (10) その他目的達成に必要な事業

第3章 会 員

(種 別)

第5条 本会の会員は、次の者から構成する。

- (1) 正会員 薬剤師であって、本会の目的及び事業に賛同し入会した者
- (2) 賛助会員 薬剤師ではないが、本会の目的及び事業に賛同し入会した個人及び企業・団体
- (3) 名誉会員 本会に功労があった者、又は、学識経験者で総会において推薦された者

2 賛助会員の入会手続きは、総会において別に定める。

(正会員の資格の取得)

第6条 正会員になろうとする者は、地域薬剤師会を通じて入会申込書を提出し、理事会の承認を得なければならない。入会手続きは総会において別に定める。

2 正会員は本会が承認した地域薬剤師会の会員である者とする。

(正会員の権利)

第7条 正会員は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下

「法人法」という。)に規定された次の各号に掲げる社員の権利を行使することができる。

- (1) 法人法第14条第2項の権利(定款の閲覧等)
- (2) 法人法第32条第2項の権利(社員名簿の閲覧等)
- (3) 法人法第50条第6項の権利(社員の代理権証明書等の閲覧等)
- (4) 法人法第51条第4項及び第52条第5項の権利(議決権行使書面等の閲覧等)
- (5) 法人法第57条第4項の権利(社員総会の議事録の閲覧等)
- (6) 法人法第129条第3項の権利(計算書類等の閲覧等)
- (7) 法人法第229条第2項の権利(清算法人の貸借対照表等の閲覧等)
- (8) 法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利(合併契約等の閲覧等)

(会員の義務)

- 第8条 会員は薬剤師の倫理を尊重し、社会の信頼と尊敬を得るように努めなければならない。
- 2 会員はこの定款に定める事項及び第5章に規定する総会の決定事項を遵守する義務を負う。
 - 3 会員は、本会の事業活動によって経常的に生ずる費用に充てるため、所定の会費及び負担金等(以下「会費等」という)を本会に支払う義務を負う。
 - 4 会費等の金額及び支払い方法は、総会において定める「会費・負担金規定」による。
 - 5 第3項の会費等について、その2分の1は公益目的事業のために、残余はその他の事業及び管理費用のために充てるものとする。

(任意退会)

- 第9条 会員は、退会届を本会に提出することにより、任意に退会することができる。
- 2 退会するときは、会長に届け出なければならない。

(除名等)

- 第10条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会の議決を経て、これを警告し又は除名することができる。ただし正会員の除名については、総会の決議を経なければならない。
- (1) この法人の名誉を棄損し、又はその設立の趣旨に反する行為をしたとき。
 - (2) 本会の定款又は総会の決定事項を遵守する義務を履行しないとき。
 - (3) その他、除名すべき正当な理由があるとき。
- 2 前項各号に該当すると認められた者に対しては、理事会は退会を勧告することができる。
 - 3 第1項の規定により正会員を除名しようとするときは、総会において総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の3分の2以上の議決を経なければ行うことができない。この場合、その会員に対し、その総会の開催日の1週間前までに、当該正会員に対してその旨を通知し、かつ当該総会において弁明の機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失)

- 第11条 会員は第9条および第10条に規定するほか、次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 死亡したとき。
 - (2) 第8条に規定する会費等の支払いを怠り、催促を受けた後、1年を経過してもなお支払わないとき。
 - (3) 正会員が地域薬剤師会の会員の身分を失ったとき。
 - (4) 総社員が同意したとき。
- 2 前条により会員の資格を喪失した時は、本会に対して会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務を免れることはできない。
 - 3 会員の資格を喪失した場合、既に納入した会費その他の拠出金品は、返還しない。

第4章 代議員

(代議員)

第12条 本会に代議員を置く。代議員をもって法人法上の社員とする。

(定数)

第13条 代議員は各地域薬剤師会ごとに選出することとし、各地域薬剤師会ごとの代議員数は、各地域薬剤師会における正会員20名につき1名選出する。20名に満たない端数については、1名とする。

(代議員の算出基準)

第14条 前条の代議員の定数を決定する会員数は、前事業年度末3月31日現在の正会員とする。

(代議員選挙及び選挙権)

第15条 本会により代議員は選挙によって選出される。代議員の資格者は、本会の正会員とする。正会員は代議員選挙に立候補することができる。ただし、代議員は本会の役員を兼ねることはできない。

- 2 正会員は他の正会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。理事又は理事会は、代議員を選出することはできない。
- 3 代議員制度の施行に際して必要な事項は総会で定める代議員選挙規程で定める。

(代議員の職務)

第16条 代議員は、正会員を代表して総会に出席し、審議事項を議決する。

(定数の変更)

第17条 代議員の定数の変更は、代議員の任期中は行わない。

(任期)

第18条 代議員の任期は、2年とする。代議員選挙は2年に一度実施する。

- 2 代議員の任期は、4月1日に始まり、翌々年の3月31日に終了する。
ただし、代議員が社員総会の議決取り消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え(法人法第266条第1項、第268条、第278条、第284条)を提起している場合(法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む)には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない。なお、当該代議員は、役員を選任及び解任(法人法第63条及び第70条)並びに定款変更(法人法146条)についての議決権を有しないことと

する。

- 3 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くこととなる時に備えて予備代議員を選挙することができる。予備代議員の予備代議員としての任期は、1項の代議員選挙により就任した代議員の任期の終了する時までとする。
- 4 代議員に就任した予備代議員の代議員としての任期は、任期満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。
- 5 予備代議員を選挙する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。
 - (1) 当該候補者が予備代議員である旨
 - (2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の代議員の予備代議員として選出するときは、その旨及び当該特定の代議員の氏名
 - (3) 同一の代議員(2人以上の代議員の予備として選出した場合にあつては、当該2人以上の代議員)につき2人以上の予備代議員を選出するときは、当該予備代議員相互間の優先順位
- 6 代議員に事故があるときは、予備代議員に議決権を代理行使させることができる。ただし、議決権の代理行使は、社員総会ごとにさせるものとする。
- 7 前項に従い議決権の代理行使をさせる場合においては、第5項第3号で定めた優先順位によらないことができるものとする。

(代議員の資格喪失)

第19条 代議員は、辞任届を提出することにより、任意に辞任することができる。

- 2 総会は、正当な事由があると認めるときは、総代議員の半数以上であつて、総代議員の3分の2以上の決議により、代議員を除名することができる。
この場合、その代議員に対し、総会の1週間前までに、理由を付して除名の決議を行う旨を通知し、総会において弁明の機会を与えなければならない。
- 3 前項の他、代議員は、次に掲げる事由によって代議員の資格を失う。
 - (1) 第9条に定める任意退会
 - (2) 第10条第1項に定める除名
 - (3) 第11条第1項に定める会員資格の喪失

(予備代議員)

第19条の2 予備代議員については、第13条、第15条、第16条及び第19条の規定を準用する。ただし、第13条にかかわらず、選出する予備代議員の数については、各地域薬剤師会ごとに3名とする。

第5章 総会

(構成)

第20条 総会は、代議員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第21条 総会は、次に掲げる事項について決議する。

- (1) 正会員の除名及び代議員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の総額及びその支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書の

承認

- (5) 定款の変更
- (6) 会員規程及び会費規程の制定及び改廃
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) その他総会において決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

2 総会には次に掲げる事項を報告する。

- (1) 事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込み書

(開催)

第22条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

(招集)

第23条 総会は法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総会を招集するときは、会長は、総会の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の30日前までに通知を発しなければならない。
ただし、緊急の場合は、2週間前まで短縮することができる。
- 3 総代議員の10分の1以上の議決権を有する代議員は、会長に対し、総会の目的である事項及び理由を示して、総会の招集を請求することができる。
- 4 会長は、前項の規定による請求があったときは、その日から30日以内の日を総会の日とする臨時総会の招集を通知しなければならない。

(議長及び副議長の選出)

第24条 総会に、議長及び副議長、それぞれ1名を出席代議員の中から選出する。

- 2 議長及び副議長の選出は、総会において定める議長及び副議長選出規程による。
- 3 議長及び副議長の任期は、代議員としての任期と同様とする。
- 4 総会の議長及び副議長は、次の議長及び副議長が選出されるまで、職務を代行するものとする。

(議長及び副議長の職務)

第25条 総会の議長は、議場の秩序を保持し、議事を整理し、会議を主催する。

- 2 副議長は、議長を補佐し、議長に事故のあるときはその職務を代理し、議長が欠けたときにはその職務を行う。

(定足数)

第26条 総会は代議員の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決権)

第27条 総会における議決権は、第18条2項に規定するなお書きの場合を除き、代議員1名につき1個とする。

(決議)

第28条 総会の決議は、総代議員の議決権の過半数を有する代議員が出席し、出席した当該代議員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総代議員の半数以上であって、総代議員の

議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 正会員の除名及び代議員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

(書面表決等)

- 第29条 総会に出席できない代議員は、予め通知された事項について書面又は電磁的方法によって議決し、又は予備代議員に議決権を代理行使させることができる。この場合、欠席した代議員は議決権を行使することはできない。
- 2 前項の場合、第26条、第28条の適用については出席した者とみなす。

(議事録)

- 第30条 総会の議事録については、法令の定めるところにより、議事録を作成しなければならない。
- 2 総会の議長及びその総会に出席した代議員のうちから選出された議事録署名人2名は前項の議事録に記名押印しなければならない。

(総会運営規則)

- 第31条 総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、総会において定める総会運営規則による。

第6章 役員等

(役員を設置)

- 第32条 本会に、次の役員を置く。
- (1) 理事 15名以上25名以内
 - (2) 監事 2名
- 2 会長、及び副会長は、理事とする。
- 3 本会に専務理事1名及び常務理事若干名を置くことができる。
- 4 会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長、専務理事、及び常務理事をもって法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任等)

- 第33条 本会の理事及び監事を選任は総会の決議によって行う。
- 2 会長・副会長・専務理事・常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
 - 3 前項の会長は、総会の決議によって推薦のあった会長候補者の中から選定することができる。
 - 4 理事のうち、理事のいずれか1名と、その配偶者又は三親等内の親族、その他法令で定める特別な関係のある者の理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。
 - 5 監事には、理事(親族その他特殊の関係がある者を含む)及び使用人が含まれては

ならない。また各監事は相互に親族その他特殊な関係があってはならない。

- 6 他の同一団体（公益法人又はこれに準ずるものは除く）の理事又は使用人である者、その他、これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事においても同様とする。

（理事の職務及び権限）

- 第34条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、職務を執行する。
- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。
 - 3 副会長は、会長を補佐し、本会の業務を執行する。
 - 4 専務理事は、理事会の旨を受けて会務を掌理し、その業務を執行する。
 - 5 常務理事は、理事会の旨を受けて担当業務を分担掌理し、専務理事が事故あるとき又は欠けた時は、理事会が予め決定した順序によって、その職務を代行する。
 - 6 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

- 第35条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告書を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況を調査することができる。

（役員任期）

- 第36条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終の定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠により選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
 - 3 理事及び監事は、任期の満了又は退任した後においても、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（役員解任）

- 第37条 理事及び監事は、いつでも総会の決議によって、解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の3分の2以上の議決に基づいて行わなければならない。

（役員報酬）

- 第38条 理事及び監事には、その職務執行の対価として、報酬等を支給することができる。
- 2 前項の報酬等の総額は、総会にて定める。

（顧問及び相談役）

- 第39条 本会に、顧問及び相談役を置くことができる。
- (1) 顧問 3名以内
 - (2) 相談役 3名以内
 - 2 顧問及び相談役は、理事会の決議を経て会長が委嘱し、その任期は委嘱した会長の

在任期間とする。

3 顧問及び相談役は次の職務を行う。

(1) 会長の相談に応じること。

(2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べる事。

4 顧問及び相談役は無報酬とする。ただしその職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

5 前項の規定にかかわらず、顧問及び相談役のうち、法律的、経理的技術を有する専門家に対しては、その職務に応じた報酬を支払うことができる。ただし、その報酬額は理事会の決議を経なければならない。

(責任の免除)

第40条 理事及び監事は、その任務を怠ったとき、本会对し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、この責任は、全ての正会員の同意がなければ免除することができない。

2 前項の規定にかかわらず、当該の理事及び監事が善意でかつ重大な過失がないと認められるときは、本会は法人法第114条第1項の規定により、当該の理事及び監事(理事及び監事であった者を含む)の損害賠償責任を法令の限度において、理事会の決議によって免除することができる。

第7章 理事会

(構成)

第41条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第42条 理事会は、法令又はこの定款に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) 本会の業務執行の決定

(2) 理事の職務執行の監督

(3) 会長、副会長、専務理事、常務理事の選定及び解職

(招集)

第43条 理事会は会長が招集する。

2 会長が欠けた時又は事故ある時は、各理事が予め理事間で決めた順位により理事会を招集する。

3 理事会を招集する者は、理事会の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第44条 理事会の議長は、会長がこれに当る。

2 会長が欠けた時又は会長に事故あるときは、出席した理事の互選により議長を選定する。

(決議)

第45条 理事会の決議は、決議について特別な利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第46条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思を表示した時（監事はその提案について異議を述べた時を除く）は、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第47条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 前項の議事録の署名は、出席した会長と監事が記名押印しなければならない。

第8章 部会及び委員会

第48条 本会の会務及び事業の円滑な運営を図るため、必要あるときは、理事会の決議により、部会及び委員会を設置することができる。

2 部会及び委員会の委員は、正会員のほか、学識経験者のうちから会長の推薦により理事会が選任する。

3 部会及び委員会の任務、構成及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第9章 資産及び会計

(資産の管理)

第49条 資産の管理及び運用は、会長が行うものとし、その方法は理事会の議決により定める。

(経費の支弁)

第50条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業年度)

第51条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第52条 本会の毎事業年度開始前に事業計画書、収支予算書及び設備投資の見込みを記載した書類を、会長が作成し理事会の承認を経て、直近の総会に報告しなければならない。

2 第1項の書類は、当該事業年度開始の前日までに、行政庁に提出し、かつ当該年度が終了するまでの間は、本会の主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

- 第53条 本会の事業報告及び決算は、毎事業年度終了後、会長が事業報告書、収支報告書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を受け、理事会承認ののち、総会の議決を経なければならない。
- 2 事業年度終了3ヶ月以内に前項の書類及び代議員名簿を所管官庁に提出しなければならない。
 - 3 会長は第1項の書類のほか、次の書類を本会の主たる事務所に5年間、備え置き、本会の定款及び代議員名簿とともに、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告書
 - (2) 理事及び監事の名簿
 - (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち、重要なものを記載した書類
 - 4 貸借対照表は定時総会終了後、遅滞なく公告しなければならない。

(余剰金の分配の禁止)

第54条 本会は剰余金の分配を行うことができない。

(会計原則)

- 第55条 本会の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。
- 2 本会の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(公益目的取得財産残額の算定)

第56条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「認定法」という）施行規則第48条の規定に基づき、毎会計年度、当該会計年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、この定款第53条の書類に記載するものとする。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第57条 本定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第58条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取り消しに伴う贈与)

第59条 本会が公益認定の取り消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人である時は除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消の日、又は当該合併の日から1箇月以内に、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国、若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第60条 本会が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国、若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 1 1 章 公告の方法

(公告の方法)

第61条 本会の公告は、電子公告によりこれを行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって電子公告することができないときは、官報に掲載する方法による。

第 1 2 章 事務局の設置

第62条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、所要の職員を置く。
- 3 職員は会長が任免する。
- 4 事務局の運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第63条 事務局には、次に掲げる帳簿及び書類を備えておかななければならない。

- (1) 正会員の名簿
- (2) 認定、許可、許可等及び登記に関する書類
- (3) 理事会及び総会の議事に関する書類
- (4) その他法令で定める帳簿及び書類

第 1 3 章 補則

(委 任)

第64条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下「整備法」という）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第51条の規定にかかわらず、解散日の登記の日の前日を会計年度の末日とし、設立の登記の日を会計年度の開始日とする。
- 3 本会の最初の代表理事、業務執行理事及び理事の氏名は、次のとおりとし、その任期は第36条第1項の規定にかかわらず、認定後最初の定時総会の時までとする。

代表理事

会長 小野 春夫

業務執行理事

藤田 賢一郎 大石 三樹雄 竹原 令宜 稗田 保徳

理事

本間 司郎 押切 貢 松田 亨 宮崎 寿 高橋 雅治
合田 昌弘 協園 隆二 星野 正俊 原田 圭子
平川 剛 赤松 孝 松尾 孝治 白水 京子 寺本 美香

- 4 この定款の施行後、最初の代議員は、第18条とおなじ方法で行う代議員選挙において最初の代議員として選出された者とする。
- 5 この定款は、平成27年5月30日から施行する。

別表（第3条第1項関係）

地域薬剤師会

一般社団法人 門司薬剤師会 一般社団法人 小倉薬剤師会 一般社団法人 戸畑薬剤師会
公益社団法人 八幡薬剤師会 一般社団法人 若松薬剤師会

公益社団法人 北九州市薬剤師会定款細則

公益社団法人北九州市薬剤師会定款（以下「定款」という）第48条の定款に基づき北九州市薬剤師会定款細則を次のように定める。

（会務執行）

第1条 本会の会務執行のために次のことを設ける。

- （1）保健・医療・福祉委員会
- （2）救急医療委員会
- （3）学校環境衛生委員会

付則 この細則は、平成24年4月1日より施行する。
平成25年6月22日 一部改定
平成27年5月30日 一部改定